

令和 5 年度
水質汚濁防止法等の施行状況

令和 7 年 1 月

環境省 水・大気環境局 環境管理課

目 次

1	はじめに	1
2	特定事業場及び有害物質貯蔵指定施設の状況について	1
	（1）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数	1
	（2）特定事業場の業種別内訳	2
3	水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について	3
	（1）水質汚濁防止法	3
	ア 届出関係、計画変更命令等	3
	イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令	3
	ウ 立入検査	4
	エ 排水基準違反	4
	オ 事故時の措置及び緊急時の措置	5
	カ 生活排水対策重点地域の指定	6
	キ 水質総量削減	6
	（2）瀬戸内海法	7
	ア 許可、措置命令	7
	イ 自然海浜保全地区の指定	7
	（3）湖沼法	8
	ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等	8
	イ 改善命令等	8

<図表編>

表 1	排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数.....	10
表 2	都道府県・政令市別特定事業場数	11
表 3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等	14
表 4	特定事業場の上位 10 業種	16
表 5	特定事業場の業種別内訳	17
表 6	届出関係、計画変更命令等	24
表 7	改善命令、立入検査、行政指導件数等	27
表 8	計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳	36
表 9	排水基準違反、事故時の措置件数等	37
表 10	排水基準違反等の違反業種、違反物質・項目別内訳.....	40
表 11	事故時の措置 応急措置命令の内訳	41
表 12	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等	42
表 13	計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳	44
表 14	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令及び届出等	45
表 15	瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳	46
表 16	湖沼特定施設等の届出件数等	47
参考	令和元年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）	48

1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号。以下、「瀬戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号。以下、「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、令和 5 年度中におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、都道府県等からの報告に基づきその件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

2 特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場に特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置する者は、当該施設の設置等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ることになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が 50m³ 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に係があると認められる地域（指定地域）において、指定施設の設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ることになっている。

（１）特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下、「特定事業場」という。）の数、並びに、水質汚濁防止法の規定に基づき届出のあった有害物質貯蔵指定施設を設置する工場、事業場（以下、「有害物質貯蔵指定事業場」という。）の数を表 1 に示す。令和 6 年 3 月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は 251,188（251,756）（括弧内数値は令和 5 年 3 月末時点。以下、この項目において同じ。）、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は 3,014（3,058）、合計で 254,202（254,814）であり、令和 5 年 3 月末時点と比較すると、特定事業場数は 612 件減少している。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は 10（5）であった。

生物化学的酸素要求量（BOD）や浮遊物質（SS）等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が 50m³ 以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は

29,741 (29,910) と全体の約 12%である。また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、公共用水域に排出するすべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が 50m³以上の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 3,406 (3,494) で全特定事業場数の約 1%、一日当たりの平均排水量が 50m³未満の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 10,074 (10,257) で全特定事業場数の約 4%であった。また、水質汚濁防止法第 5 条第 3 項の規定に基づく、公共用水域に水を排出しない、又は地下に汚水等を含む水を浸透させない有害物質使用特定事業場の数は 3,572 (3,751) であった。全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は、17,052 (17,502) であり、全体の約 7%であった。さらに、有害物質貯蔵指定事業場の数は 3,912 (3,917) であり、このうち有害物質貯蔵指定施設のみを設置している事業場の数は 485 (469) であった。令和 6 年 3 月末現在における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場の数の内訳を表 2 に示す。

一方、湖沼法に基づく 11 指定湖沼について、令和 6 年 3 月末現在における湖沼特定事業場等の数を表 3 に示す。湖沼特定事業場の総数は 1,615 (1,632) であり、うち、みなし指定地域特定施設を設置する事業場数は 660 (637) であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はそれぞれ 56 (56)、200 (209) であり、これらを合計した事業場の総計は 1,871 (1,897) であった。

なお、これら 1,615 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 7、八郎湖 17、霞ヶ浦 389、印旛沼 203、手賀沼 73、諏訪湖 61、野尻湖 0、琵琶湖 535、中海 72、穴道湖 94、児島湖 164 であった。

(2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を表 4 に示す。数の多い方から順に旅館業、自動式車両洗浄施設、畜産農業となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 188,770 であり、全特定事業場数の約 74%にあたる。

また、これら 188,770 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m³未満の規模の小さい事業場数は 170,665 であり、上位 10 業種全体の約 90%を占める。

特定事業場の業種別内訳を表 5 に示す。

3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

(1) 水質汚濁防止法

ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法（以下、この項目において「法」という。）第5条第1項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第5条第2項に基づく届出を、有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者、又は第5条第1項及び第2項に規定する者以外で、有害物質使用特定施設を設置しようとする者は法第5条第3項に基づく届出を行うこととされている。また、法第5条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第7条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるとき、又は地下水汚染の未然防止の為に構造基準等として環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に届出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる（法第8条）。

令和5年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を表6に示す。法第5条第1項に係る届出数は6,459件、法第5条第2項に係る届出数は2件、法第5条第3項に係る有害物質使用特定施設の届出数は312件、法第5条第3項に係る有害物質貯蔵指定施設の届出数は254件であった。また、法第7条に基づく届出数は3,846件であった。

一方、法第8条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる（法第13条第1項、法第13条の2第1項）。

また、都道府県知事は、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者に対して、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための環境省令で定める基準を遵守していないと認めるときは、当該施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は使用の一時停止を命ずることができる（法第13条の3第1項）。

さらに、都道府県知事は、特定事業場又は有害物質貯蔵指定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、

又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる（法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項）。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第 5 条に基づく特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置の届出や法第 8 条又は第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等の規定は適用されず（法第 23 条第 1 項）、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができるとされている（法第 23 条第 3 項）。

令和 5 年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を表 7 に、発動の業種別の内訳を表 8 に示す。

令和 5 年度中における法第 13 条第 1 項に基づく改善命令の件数は 5 件で、一時停止命令の発動件数は 0 件であった。法第 13 条の 2 第 1 項に基づく改善命令の件数は 0 件で、一時停止命令の件数も 0 件であった。また、法第 13 条の 3 第 1 項に基づく改善命令の件数は 0 件で、一時停止命令の件数も 0 件であった。

一方、法第 14 条の 3 第 1 項又は第 2 項に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 3 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

なお、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 6,031 件であり、公共用水域関係では 5,211 件、地下水関係では 820 件であった。

ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場又は有害物質貯蔵指定施設に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第 1 項）。

令和 5 年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を表 7 に示す。昼間立入が 26,830 件、夜間立入が 429 件で立入件数は計 27,259 件であった。なお、27,259 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は 2,766 件であった。

エ 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排出水を排出する者は、排水基準に適合しない排出水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を表 9、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を表 10 に示す。

令和5年度中における排水基準違反の件数は7事業場であり、違反摘発の契機について見ると、都道府県及び水質汚濁防止法政令市の調査によるものが1件で、海上保安庁の調査によるものが6件であった。

オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質を含む水等が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条の2第1項）。

また、指定施設の破損等により有害物質又は指定物質を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、指定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質又は指定物質を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条の2第2項）。

さらに、貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第14条の2第3項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる（法第14条の2第4項）。

令和5年度中における都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表9、応急措置命令の内訳を表11に示す。法第14条の2第1項に係る届出数は226件（内訳：公共用水域関係205件、地下水関係21件）、法第14条の2第2項に係る届出数は37件（内訳：公共用水域関係31件、地下水関係6件）、法第14条の2第3項に係る届出数は195件（内訳：公共用水域関係137件、地下水関係58件）、法第14条の2第4項に係る命令数は3件であった。

また、公共用水域において、異常渇水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排水を排出する者に対し、排水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができる（法第18条）、令和5年度中に発動された緊急時の措置命令は0件であった。

カ 生活排水対策重点地域の指定

平成 2 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない(法第 14 条の 8)。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（生活排水対策推進市町村）は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている（法第 14 条の 9）。

令和 5 年度中における生活排水対策重点地域の指定及び変更はなく、令和 6 年 3 月末現在、209 地域（41 都府県 333 市町村）で指定がされている。

キ 水質総量削減

昭和 53 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（指定水域）において、化学的酸素要求量（COD）を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量削減制度が導入された。また、平成 13 年 12 月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素の含有量及びりん含有量が追加された。

水質総量削減制度では、指定地域内の日平均排水量 50m³ 以上の特定事業場（指定地域内事業場）については、排水基準に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている（法第 12 条の 2）。

都道府県知事は、法第 5 条又は法第 7 条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（法第 8 条の 2）。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（法第 13 条第 3 項）。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている（法第 14 条第 3 項）。また、指定地域内事業場から排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録し、これを保存しなければならない（法第 14 条第 2 項）、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者は、30 万円以下の罰金に処せられる（法第 33 条）。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を表 12、表 13 に示す。令和 6 年 3 月末現在における指定地域内事業場の数は 9,293 であり、令和 5 年 3 月末時点（9,337）と比較すると事業場数は、約 99.5%であった。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東京湾 1,298（約 14%）、伊勢湾 2,912（約 31%）、瀬戸内海 5,083（約 55%）であった。また、

法第 14 条第 3 項に係る届出数は 376 件であった。

水質総量規制に関連する罰則の適用は 0 件、法第 13 条第 3 項に基づく改善措置命令は 0 件、法第 13 条の 4 に基づく指導等は 40 件であった。

(2) 瀬戸内海法

ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が 50m³ 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない（瀬戸内海法第 5 条第 1 項）。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときも、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第 5 条第 1 項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止等、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（瀬戸内海法第 11 条）。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を表 14 に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を表 15 に示す。瀬戸内海法第 5 条第 1 項に係る申請数は 248 件、瀬戸内海法第 8 条第 1 項に係る申請数は 404 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は 0 件であった。

イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の海浜地やこれに面する海面のうち、水際線付近又はその水深がおおむね二十メートルを超えない海域において砂浜、干潟、岩礁その他、これらに類する自然の状態が維持されているもの（損なわれた砂浜等が再生され、又は砂浜等が新たに創出されたものを含む。）であって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる（瀬戸内海法第 12 条の 13）。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等しようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができる（瀬戸内海法第 12 条の 14）。

令和 5 年 1 月～令和 5 年 12 月における自然海浜保全地区の新たな指定あるいは廃止は 0 件、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数は 1 件であった。なお、令和 5 年 12 月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は 91 件となっている。

(3) 湖沼法

ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日当たりの平均排水量が 50m³ 以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第 7 条第 1 項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上、水質汚濁防止法の排水基準による排水規制により難しい施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第 15 条第 1 項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第 5 条第 1 項や第 7 条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に当該湖沼特定事業場における污水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第 8 条）。

令和 5 年度中における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第 5 条）は、表 16 に示すように 294 件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第 7 条）は 187 件であった。また、指定施設の設置届出及び経過措置の件数（湖沼法第 15 条及び第 16 条）は 0 件であり、指定施設の使用廃止届出の件数（湖沼法第 17 条第 2 項）も 0 件であった。指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第 17 条第 1 項）は 0 件であり、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等（湖沼法第 8 条）の適用事例はなかった。

イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特定事業場における污水や廃液の処理方法の改善等の措置を採るべきことを命ずることができる（湖沼法第 10 条）。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる（湖沼法第 20 条第 1 項）。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができる（湖沼法第 20 条第 2 項）。

令和 5 年度中における改善勧告（湖沼法第 20 条第 1 項）の件数は 0 件であり、改善命令（湖沼法第 20 条第 2 項）についても 0 件であった。また、湖沼法第 10 条に基づく改善命令等の適用事例もなかった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、

助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が 137 件、口頭による指導が 35 件で、内容は処理施設の改善が 70 件、排水の一時停止が 0 件、その他が 104 件であった（1 件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数と指導内容の件数は必ずしも一致しない）。

特定施設又は指定施設を設置する者以外の者への湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導等（湖沼法 24 条）の件数は、文書による指導が 0 件、口頭による指導も 0 件であった。

表 1 排水量規模別特定事業場数／有害物質貯蔵指定事業場数

区 分		全 特 定 事 業 場 数	排 水 量 規 模					水質汚濁防止法 第5条第3項 (②、④以外の 有害物質使用 特定事業場)	有害物質貯蔵 指定事業場 (うち有害物質 貯蔵指定施設 のみ)
			①一日当たり の平均排水量 50m ³ 以上の 事業場数		③一日当たり の平均排水量 50m ³ 未満の 事業場数				
			②うち有害物質 使用特定事業場		④うち有害物質 使用特定事業場				
A 令和 6年3月 末現在		254,202 (10)	29,741	3,406 (2)	220,889	10,074 (8)	3,572		
	水 質 汚 濁 防 止 法 上 の 特 定 事 業 場	251,188 (10)	26,956	2,878 (2)	220,660	10,042 (8)	3,572		
	瀬 戸 内 海 法 上 の 特 定 事 業 場	3,014	2,785	528	229	32			
B 令和5年3月 末現在		254,814 (5)	29,910	3,494 (2)	221,153	10,257 (3)	3,751		
	水 質 汚 濁 防 止 法 上 の 特 定 事 業 場	251,756 (5)	27,067	2,957 (2)	220,938	10,227 (3)	3,751		
	瀬 戸 内 海 法 上 の 特 定 事 業 場	3,058	2,843	537	215	30			
対 前 年 比 A ／ B		(100%)	(99%)	(97%)	(100%)	(98%)	(95%)		
	水 質 汚 濁 防 止 法 上 の 特 定 事 業 場	(100%)	(100%)	(97%)	(100%)	(98%)	(95%)		
	瀬 戸 内 海 法 上 の 特 定 事 業 場	(99%)	(98%)	(98%)	(107%)	(107%)			

(注) 1. 括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数（1）

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数									瀬戸内海法上の特定事業場					
		特定事業場							有害物質貯蔵指定事業場							
		総 数	①平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②う ち 有害物質 使用特定 事業場	(地下 浸透分)	③平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④う ち 有害物質 使用特定 事業場	(地下 浸透分)	⑤第5条 第3項 有害物質 使用特定 事業場	総 数	うち有害 物質貯蔵 指定施設 の	総 数	①平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	③平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場
1	北海道	5,176	1,186	37		3,931	139	(1)	59	74	22					
2	青森県	3,723	351	11		3,371	43		1	7	1					
3	岩手県	4,526	538	42		3,988	96			37	4					
4	宮城県	4,031	457	43		3,574	110			28	7					
5	秋田県	2,730	496	33		2,234	58	(1)		22	4					
6	山形県	2,768	430	57		2,336	127		2	39	1					
7	福島県	5,293	628	58		4,665	130			58	3					
8	茨城県	7,285	766	122		6,519	199	(1)		145	19					
9	栃木県	7,538	995	72		6,543	156			75	6					
10	群馬県	2,834	574	59		2,243	94		17	40	4					
11	埼玉県	5,431	549	61		4,864	418		18	127	8					
12	千葉県	7,664	738	66		6,902	141		24	116	11					
13	東京都	2,319	84	12		1,258	263		977	132	20					
14	神奈川県	3,339	225	34		3,098	103		16	47	2					
15	新潟県	5,322	610	60		4,708	310		4	88	6					
16	富山県	2,440	323	93		2,107	110		10	43	3					
17	石川県	3,287	451	43		2,836	100			36	9					
18	福井県	2,074	288	32		1,786	64			43	5					
19	山梨県	4,627	300	42		4,327	160			49	20					
20	長野県	10,622	983	89		9,639	273			79	6					
21	岐阜県	7,475	856	89		6,619	137			102	10					
22	静岡県	6,984	964	139	(1)	5,998	121		22	94	15					
23	愛知県	7,482	1,039	219		6,425	318		18	166	18					
24	三重県	7,392	767	61		6,617	126		8	55	2					
25	滋賀県	2,729	455	91	(1)	2,272	203		2	89	13					
26	京都府	3,726	203	16		3,522	158		1	48	3	87	74	18	13	2
27	大阪府	1,563	79			1,383	165		101	71	7	140	129	21	11	2
28	兵庫県	6,798	481	93		6,314	413		3	76	10	256	231	59	25	6
29	奈良県	2,821	211	9		2,610	136			13		215	207	19	8	2
30	和歌山県	3,084	319	13		2,765	76			19	1	74	70	11	4	
31	鳥取県	1,373	187	10		1,186	49	(1)		11	1					
32	島根県	2,473	262	12		2,209	39		2	9	1					
33	岡山県	2,722	150			2,559	80		13	41	3	189	172	33	17	2
34	広島県	3,968	532	5		3,433	96		3	34	7	215	189	25	26	5
35	山口県	3,257	196	6		3,012	79		49	65	6	210	210	56		
36	徳島県	3,529	111			3,411	36		7	26	3	153	139	21	14	1
37	香川県	2,290	98			2,187	48		5	28	4	176	153	15	23	2
38	愛媛県	3,159	151	1		2,998	61		10	33	7	186	180	30	6	
39	高知県	2,209	251	17		1,958	39			5						
40	福岡県	3,632	599	43		2,983	74		50	57	6	46	37	3	9	1
41	佐賀県	2,302	265	25		2,037	55			31	6					
42	長崎県	5,014	249	9		4,765	60			14	1					
43	熊本県	2,891	455	24		2,436	63			30	1					
44	大分県	4,266	221	2		4,045	33			15	2	174	167	8	7	1
45	宮崎県	3,185	351	18		2,829	32		5	18	2					
46	鹿児島県	4,816	704	21		4,112	54			21	3					
47	沖縄県	1,819	414	33		1,405	51			5	4					
都道府県計		195,988	21,542	2,022	(2)	173,019	5,896	(4)	1,427	2,461	297	2,121	1,958	319	163	24
政令市計		55,200	5,414	856		47,641	4,146	(4)	2,145	1,451	188	893	827	209	66	8
合 計		251,188	26,956	2,878	(2)	220,660	10,042	(8)	3,572	3,912	485	3,014	2,785	528	229	32

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(2)

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数										瀬戸内海法上の特定事業場					
		特定事業場								有害物質貯蔵指定事業場							
		総 数	①平均排水量 50m³/日以上 の事業場数	②うち 有害物質 使用特定 事業場	(地下 浸透分)	③平均排水量 50m³/日未満 の事業場数	④うち 有害物質 使用特定 事業場	(地下 浸透分)	⑤第5条 第3項 有害物質 使用特定 事業場	総 数	うち有害 物質貯蔵 指定施設 の						
1	札幌市	180	44	2		39	1		97	6	2						
2	函館市	208	41	1		145	2		22								
3	旭川市	184	24	4		132	2		28	3							
4	青森市	537	73	3		462	10		2	2							
5	八戸市	338	76	12		254	17		8	8							
6	盛岡市	510	30	5		472	41	(1)	8	4							
7	仙台市	833	58	2		740	64		35	12							
8	秋田市	353	66	11		278	40		9	8	1						
9	山形市	612	72	7		537	40		3	6							
10	福島市	602	96	12		504	10		2	5	1						
11	郡山市	723	108	23		612	41		3	5	1						
12	いわき市	536	131	30		400	29		5	24	4						
13	水戸市	660	51	4		609	27			5							
14	つくば市	488	19	4		453	111		16	22	2						
15	宇都宮市	910	70	8		840	34			21	4						
16	前橋市	657	95	12		558	39		4	4							
17	高崎市	465	66	14		396	39		3	16	1						
18	伊勢崎市	526	106	30		420	23			3							
19	太田市	357	97	19		260	40			11	1						
20	さいたま市	783	58	16		725	95			14	1						
21	川越市	311	34	5		276	58		1	15	2						
22	熊谷市	469	76	10		393	14			6							
23	川口市	284	16	2		247	50		21	16	8						
24	所沢市	141	15	3		124	20		2	2	1						
25	春日部市	319	20	2		299	11			2	1						
26	草加市	178	10	2		168	17			5							
27	越谷市	325	21	3		304	22			2							
28	千葉市	787	43	10		728	69		16	15							
29	市川市	344	70	8		273	21		1	12	1						
30	船橋市	298	52	5		239	16		7	7	2						
31	松戸市	237	26	4		210	23		1	7							
32	柏市	287	42	4		245	44			8							
33	市原市	467	79	26		384	21		4	29	2						
34	八王子市	391	12	1		370	67		9	14	1						
35	町田市	303	15	3		288	46			1							
36	横浜市	1,386	79	32		1,194	255		113	70	8						
37	川崎市	606	57	31		438	99		111	64	8						
38	相模原市	635	27	7		608	98			12							
39	横須賀市	67	15	8		49	26		3	7							
40	平塚市	287	13	4		271	65		3	12							
41	藤沢市	211	22	8		189	31			10							
42	小田原市	211	21	10		190	7			3							
43	茅ヶ崎市	91	7	3		78	19		6	8	1						
44	厚木市	252	8	2		244	45			6							
45	大和市	92	9	2		80	24		3	2							
46	新潟市	1,414	129	12		1,285	101			16	5						
47	長岡市	705	57	4		646	45		2	7	2						
48	上越市	915	96	17		815	22		4	18							
49	富山市	894	173	54		718	35		3	33	2						
50	金沢市	634	60	10		573	56		1	1							
51	福井市	386	98	16		283	27		5	14							
52	甲府市	288	41	11		229	32		18	2							
53	長野市	1,194	139	34		1,055	66										
54	松本市	598	44	11		552	29		2	5							
55	岐阜市	618	62	12		556	33			3							

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(3)

		水質汚濁防止法上の特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場数										瀬戸内海法上の特定事業場						
		特定事業場								有害物質貯蔵指定事業場								
		総 数	①平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②う ち		③平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④う ち		⑤第5条 第3項 有害物質 使用特定 事業場	総 数	うち有害 物質貯蔵 指定施設 の	総 数	①平均排水量 50m ³ /日以上の 事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場		③平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場	
				有害物質 使用特定 事業場	(地下 浸透分)		有害物質 使用特定 事業場	(地下 浸透分)										
56	静岡市	1,074	129	23		921	46		24	12	1							
57	浜松市	889	132	43		696	38		61	24	6							
58	沼津市	929	88	20		841	19			35	6							
59	富士市	668	134	15		522	8		12	13	3							
60	名古屋	528	65	13		327	62		136	56	7							
61	豊橋市	645	88	18		549	31		8	8	1							
62	岡崎市	364	57	5		302	21		5	6								
63	一宮市	398	52	2		343	34		3	1								
64	春日井市	439	69	11		370	43			16	1							
65	豊田市	854	119	27		735	24			13	2							
66	四日市市	896	109	16		787	16			36	1							
67	大津市	369	37	12		332	34			4								
68	京都市	923	6			794	66		123	24	4	17	15		1		2	
69	大阪市	627	12			62	32		553	75	17	12	12		6			
70	堺市	275	16			259	62			44	10	56	55		21		1	
71	岸和田市	194	6			180	49		8	6	1							
72	豊中市	84	2			68	23		14	11	1							
73	吹田市	86	2			57	7		27	10	1	7	6				1	
74	高槻市	108	1			101	17		6	5		8	7		3		1	
75	枚方市	241	9	2		232	35			6	1	12	12		4			
76	茨木市	120	1			109	42		10	4								
77	八尾市	253	3			225	46		25	5	3	2	2		1			
78	寝屋川市	126	1			118	19		7	3	2	1	1					
79	東大阪市	136	2			50	15		84	9	2	8	8		3			
80	神戸市	893	34			815	245		44	53	8	46	44		10		2	
81	姫路市	297	34			248	23		15	21	3	55	50		11		5	1
82	尼崎市	119	5			55	7		59	35	6	18	15		8		3	2
83	明石市	46	7			31			8	8		13	13		2			
84	西宮市	153	3			150	26			4	1	10	8		1		2	1
85	加古川市	212	9			201	15		2	9	1							
86	宝塚市	111				111	4											
87	奈良市	302	16			282	16		4	2		23	20		2		3	
88	和歌山市	730	60	4		660	26		10	14	3	72	68		8		4	
89	鳥取市	917	110	12		804	28		3	5								
90	松江市	489	53			436	18			2	2							
91	岡山市	900	49			836	48		15	23	6	75	69		16		6	
92	倉敷市	564	12			551	32		1	27	3	91	88		26		3	
93	広島市	939	30			871	53		38	30		30	25		7		5	
94	呉市	586	27			557	41		2	2		15	14		3		1	1
95	福山市	691	22			663	61		6	12	1	44	38		6		6	
96	下関市	400	26			366	3		8	6		34	32		10		2	
97	徳島市	679	57			615	14		7	8		48	44		8		4	1
98	高松市	1,025	25			988	43		12	8		39	34		5		5	
99	松山市	613	25			580	36		8	5		64	60		8		4	1
100	高知市	489	115	8		369	35	(3)	5	3	1							
101	北九州市	258	8			158	17		92	61	9	45	45		23			
102	福岡市	340	25	3		201	3		114	11	4							
103	久留米市	338	39	3		299	7			2	2							
104	佐賀市	441	49	6		392	26			6								
105	長崎市	577	49			528				6	3							
106	佐世保市	489	46	3		443	12			1								
107	熊本市	1,103	85	3		1,018	43			11								
108	大分市	837	47			790	43			22	1	48	42		16		6	1
109	宮崎市	677	70	8		607	23			6	1							
110	鹿児島市	597	61	3		531	74		5	9	1							
111	那覇市	75	7	1		68	16											
政令市計		55,200	5,414	856		47,641	4,146	(4)	2,145	1,451	188	893	827		209		66	8

(注) 表中の有害物質貯蔵指定事業場総数には、特定事業場であり有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場を含む。

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(1)

号 番 号	釜 戸 ダム 貯水池	八 郎 湖		霞 ケ 浦				印 旛 沼			手 賀 沼			諏訪 湖	野尻 湖	琵琶 湖				中 海			宍 道 湖		児 島 湖			総 数
	宮 城 県	秋 田 県	秋 田 市	栃 木 県	千 葉 県	茨 城 県	つく ば 市	千 葉 県	千 葉 市	船 橋 市	千 葉 県	松 戸 市	柏 市	長 野 県	長 野 県	滋 賀 県	大 津 市	京 都 府	京 都 市	鳥 取 県	島 根 県	松 江 市	島 根 県	松 江 市	岡 山 県	岡 山 市	倉 敷 市	
1 1の2			1					1	20		1		1			2												26
2						7	1	5	2				1			2	1											19
3						2		1						6		2					7							18
4						6		1	1							9	1				1							19
5		1				4		1								1												7
6																												
7																												
8																										1	1	
9																												
10		1				5		3					1	1		7												18
11									1							1												2
12						1																						1
13																												
14																												
15																												
16						2			1							3										1	7	
17						2			2							1											5	
18																												
18の2						3		1								1					1							6
18の3													1															
19																25	1											27
20																												
21																												
21の2																												
21の3																												
21の4																												
22																1											1	1
23																1	1									1	3	
23の2						1										1											2	
24																												
26						1																						1
27						1																						1
28						1																						1
29																												
30																												
31																												
32																												
33						1		1								1												1
34																5												7
35																												
36																												
37																												
38																												
38の2																												
39																												
40																												
41																												
42																												
43																												
44																												
45																												
46																												
47						1		1								4										1	4	
48						1										2												5
																												1

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(2)

号 番 号	釜 戸 ダム 貯水池	八 郎 湖		霞 ケ 浦				印 旛 沼			手 賀 沼			諏 訪 湖	野 尻 湖	琵琶 湖				中 海			宍 道 湖		児 島 湖			総 数	
	宮 城 県	秋 田 県	秋 田 市	栃 木 県	千 葉 県	茨 城 県	つく ば 市	千 葉 県	千 葉 市	船 橋 市	千 葉 県	松 戸 市	柏 市	長 野 県	長 野 県	滋 賀 県	大 津 市	京 都 府	京 都 市	鳥 取 県	島 根 県	松 江 市	島 根 県	松 江 市	岡 山 県	岡 山 市	倉 敷 市		
49 50 51 51の2 51の3						2 1							1			1												4 1	
52 53 54 55 56								2					1			2 4 3	1					1						6 4 6	
57 58 59 60 61																1 2 1	1							1				1 3 1 1 5	
62 63 63の2 63の3 64					1 5		1						1	1		1 12						2						4 20	
64の2 65 66 66の2 66の3		1			12 5 3	1 8	3 1	2 8		1		1	2 2 5	1 2 2		6 39 3 15	3 2				1 1 3	1 1 1	2 1 3	1 1 1	1 1 1		1 1 3	16 67 13 66	
66の4 66の5 66の6 66の7 66の8		1			1 5 13		3 5 5		1 1		2			1		2 22	3				1			1		2 3	2 1	6 14 54 1	
67 68 68の2 69 69の2					2 2 2	1 2	3 3 1	1 1 1		2			1			2 2					1 2					1	1 13 2		
70 70の2 71 71の2 71の3			1		1 1	1		7 2 2					2 1			2 9 2	1				2 1					1 2	14 24 6		
71の4 71の5 71の6 72 73		4			1 83 10	1 1	30 8	5 5				4	15 1			1 114 6	2 2				4 1	9 4	8 35 5	35 10 2	5 13 6	2 1 33	362 33		
74																2					1						3		
みなし指定地域特定施設1		1			14	1	4						1	1		16	4				1	1		1	4	6	5	60	
みなし指定地域特定施設2	1	5			164	6	29	6	15	12		31	24			157	11				5	5	5	19	9	5	67	24	600
湖沼特定事業場数	7	15	2		1	368	20	112	66	25	24		49	61		496	39			23	26	23	68	26	16	102	46	1,615	
指定施設1		3						4						3		3					1		2					16	
指定施設2					40																							40	
指 定 施 設 計		3			40			4						3		3					1		2					56	
準用指定施設	17	16												20		108					4	1	27	1		3	3	200	
総 計	24	34	2		1	408	20	116	66	25	24		49	84		607	39			23	31	24	97	27	16	105	49	1,871	

- (注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. みなし指定地域特定施設は、湖沼水質保全特別措置法施行令第5条第1号及び第2号に示すものである。
3. 指定施設は、湖沼水質保全特別措置法施行令第6条第1号及び第2号に示すものである。
4. 準用指定施設は、湖沼水質保全特別措置法施行令第10条に示すものである。

表4 特定事業場の上位10業種

順位	業種・施設名	事業場数 (構成比)	一日当たりの平均排水量 50 m ³ 以上の事業場数	一日当たりの平均排水量 50 m ³ 未満の事業場数
1	旅館業(66の3)	65,458 (26%)	4,061	61,397
2	自動式車両洗浄施設(71)	32,750 (13%)	95	32,655
3	畜産農業(1の2)	24,217 (10%)	443	23,774
4	洗濯業(67)	18,534 (7%)	475	18,059
5	し尿処理施設(72)	9,994 (4%)	8,541	1,453
6	豆腐・煮豆製造業(17)	9,774 (4%)	233	9,541
7	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	9,100 (4%)	1,924	7,176
8	水産食料品製造業(3)	7,942 (3%)	643	7,299
9	酸・アルカリ表面処理施設(65)	5,846 (2%)	1,236	4,610
10	科学技術に関する研究・試験・検査を行う事業場(71の2)	5,155 (2%)	454	4,701
総 計		188,770 (74%)	18,105	170,665

- (注) 1. 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。
3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表5 特定事業場の業種別内訳（1）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		① 平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数			③ 平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数			④ うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
				② うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)								
1	鉱 業 ・ 水 洗 炭 業	(水)	196	70	6		126					
		(瀬)	12	8	7		4					
			208	78	13		130					
1 の 2	畜 産 農 業	(水)	24,207	434	8		23,773	20				
		(瀬)	10	9		1						
			24,217	443	8		23,774	20				
2	畜 産 食 料 品 製 造 業	(水)	3,003	560	55		2,443	28				
		(瀬)	70	70	14							
			3,073	630	69		2,443	28				
3	水 産 食 料 品 製 造 業	(水)	7,895	597			7,298	1				
		(瀬)	47	46	2		1					
			7,942	643	2		7,299	1				
4	保 存 食 料 品 製 造 業	(水)	4,838	483	4		4,355	2				
		(瀬)	54	52	1		2					
			4,892	535	5		4,357	2				
5	みそ・しょう油グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水)	3,117	154	7		2,963	5				
		(瀬)	25	25	3							
			3,142	179	10		2,963	5				
6	小 麦 粉 製 造 業	(水)	10				10					
		(瀬)										
			10				10					
7	砂 糖 製 造 業	(水)	63	38	1		25					
		(瀬)	5	5								
			68	43	1		25					
8	パ ン ・ 菓 子 製 造 業	(水)	1,002	37			965					
		(瀬)	13	12			1					
			1,015	49			966					
9	米 菓 ・ こ う じ 製 造 業	(水)	541	58			483					
		(瀬)										
			541	58			483					
10	飲 料 製 造 業	(水)	4,267	475	54		3,792	20				
		(瀬)	57	55	14		2					
			4,324	530	68		3,794	20				
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(水)	576	88	4		488	14				
		(瀬)	7	7	1							
			583	95	5		488	14				
12	動 植 物 油 脂 製 造 業	(水)	328	54	2		274	4				
		(瀬)	14	14	2							
			342	68	4		274	4				
13	イ ー ス ト 製 造 業	(水)	4	2			2					
		(瀬)	1	1								
			5	3			2					
14	でん粉・化工でん粉製造業	(水)	62	38	1		24					
		(瀬)	4	4								
			66	42	1		24					

表5 特定事業場の業種別内訳（2）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		①	②		③	④	
				平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
15	ぶどう糖・水あめ製造業	(水)	33	12	1		21		
		(瀬)	1	1					
			34	13	1		21		
16	麺 類 製 造 業	(水)	2,588	94			2,494		
		(瀬)	23	23					
			2,611	117			2,494		
17	豆 腐 ・ 煮 豆 製 造 業	(水)	9,746	206	1		9,540	1	
		(瀬)	28	27	2		1		
			9,774	233	3		9,541	1	
18	インスタントコーヒー製造業	(水)	6	3			3		
		(瀬)	1	1					
			7	4			3		
18 の 2	冷 凍 調 理 食 品 製 造 業	(水)	569	141			428	1	
		(瀬)	37	37					
			606	178			428	1	
18 の 3	た ば こ 製 造 業	(水)	6	2			4		
		(瀬)							
			6	2			4		
19	紡績業・繊維製品製造業	(水)	1,778	243	45		1,535	55	
		(瀬)	123	120	10		3		
			1,901	363	55		1,538	55	
20	洗 毛 業	(水)	20	2			18	1	
		(瀬)							
			20	2			18	1	
21	化 学 繊 維 製 造 業	(水)	25	18	8		7	2	
		(瀬)	13	13	7				
			38	31	15		7	2	
21 の 2	一般製材業・木材チップ製造業	(水)	122	3			119		
		(瀬)							
			122	3			119		
21 の 3	合 板 製 造 業	(水)	215	12			203	1	
		(瀬)							
			215	12			203	1	
21 の 4	パーティクルボード製造業	(水)	23	1			22		
		(瀬)	1	1					
			24	2			22		
22	木 材 薬 品 処 理 業	(水)	320	6	4		314	40	
		(瀬)							
			320	6	4		314	40	
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水)	578	275	17		303	3	
		(瀬)	82	82	3				
			660	357	20		303	3	
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水)	1,360	26	6		1,334	161	
		(瀬)	2	2					
			1,362	28	6		1,334	161	

表5 特定事業場の業種別内訳（3）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		①	②		③	④	
				平均排水量	うち有害物質 使用特定事業場 の事業場数	平均排水量	うち有害物質 使用特定事業場 の事業場数		
				50m ³ /日以上				(地下浸透分)	50m ³ /日未満
24	化 学 肥 料 製 造 業	(水)	53	12	11		41	13	
		(瀬)	10	10	7				
			63	22	18		41	13	
26	無 機 顔 料 製 造 業	(水)	32	16	9		16	4	
		(瀬)	14	14	7				
			46	30	16		16	4	
27	その他無機化学工業製品製造業	(水)	446	151	75		295	133	
		(瀬)	79	79	50				
			525	230	125		295	133	
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	26	8			18		
		(瀬)	2	2					
			28	10			18		
29	コーラタール製品製造業	(水)	3				3	1	
		(瀬)	3	3	2				
			6	3	2		3	1	
30	発 酵 工 業	(水)	47	16	7		31	4	
		(瀬)	2	2	1				
			49	18	8		31	4	
31	メタン誘導品製造業	(水)	12	5	3		7	3	
		(瀬)	1	1	1				
			13	6	4		7	3	
32	有機顔料・合成染料製造業	(水)	46	16	11		30	12	
		(瀬)	7	7	4				
			53	23	15		30	12	
33	合 成 樹 脂 製 造 業	(水)	323	127	54		196	30	
		(瀬)	39	38	19		1		
			362	165	73		197	30	
34	合 成 ゴ ム 製 造 業	(水)	16	7	6		9	1	
		(瀬)	2	2	1				
			18	9	7		9	1	
35	有 機 ゴ ム 薬 品 製 造 業	(水)	8	5	5		3		
		(瀬)	4	4	1				
			12	9	6		3		
36	合 成 洗 剤 製 造 業	(水)	16	4	3		12	6	
		(瀬)	2	2	1				
			18	6	4		12	6	
37	そ の 他 石 油 化 学 工 業	(水)	65	25	15		40	13	
		(瀬)	25	25	17				
			90	50	32		40	13	
38	石 け ん 製 造 業	(水)	27				27		
		(瀬)	3	3	1				
			30	3	1		27		

(注) 「25 か性ソーダ・か性カリ製造業」については、平成29年8月16日に水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令が施行されたことに伴い、同ロトリック廃止防止法の特定施設から削除されている。

表5 特定事業場の業種別内訳（4）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		①	②		③	④	
				平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
38 の 2	界 面 活 性 剤 製 造 業	(水)	2				2		
		(瀬)							
39	硬 化 油 製 造 業	(水)	7	1	1		6		
		(瀬)							
40	脂 肪 酸 製 造 業	(水)	9	1			8	1	
		(瀬)	1	1					
41	香 料 製 造 業	(水)	54	9	4		45	3	
		(瀬)	2	2	2				
42	ゼ ラ チ ン ・ に か わ 製 造 業	(水)	6	1			5		
		(瀬)	1	1					
43	写 真 感 光 材 料 製 造 業	(水)	9	4	2		5	1	
		(瀬)	1	1	1				
44	天 然 樹 脂 製 品 製 造 業	(水)	6	2			4		
		(瀬)	1	1					
45	木 材 化 学 工 業	(水)	2				2		
		(瀬)							
46	その他有機化学工業製品製造業	(水)	476	162	106		314	83	
		(瀬)	55	52	26		3	2	
47	医 薬 品 製 造 業	(水)	368	157	84		211	85	
		(瀬)	30	29	15		1		
48	火 薬 製 造 業	(水)	9	6	2		3	2	
		(瀬)	5	5	5				
49	農 薬 製 造 業	(水)	26	8	4		18	12	
		(瀬)	4	4	4				
50	有 害 物 質 含 有 試 薬 製 造 業	(水)	9	1	1		8	7	
		(瀬)							
51	石 油 精 製 業	(水)	24	17	8		7		
		(瀬)	12	12	6				
51 の 2	自動車用タイヤ・チューブ・ゴム ホース・工業用ゴム製品製造業	(水)	120	41	17		79	13	
		(瀬)	16	16	8				

表5 特定事業場の業種別内訳（5）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	① 平 均 排 水 量 50m ³ /日 以 上 の事業場数			③ 平 均 排 水 量 50m ³ /日 未 満 の事業場数		
			②のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)			④のうち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
51 の 3	医療用・衛生用ゴム製品、ゴム手 袋・糸ゴム・ゴムバンド（ラテッ クス成形型）製造業	(水)	16	5	1		11	1
		(瀬)	16	5	1		11	1
52	皮 革 製 造 業	(水)	115	6	4		109	2
		(瀬)	115	6	4		109	2
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水)	655	102	77	(1)	553	210
		(瀬)	5	4	3		1	
			660	106	80	(1)	554	210
54	セ メ ン ト 製 品 製 造 業	(水)	2,166	44	5		2,122	44
		(瀬)	9	6	2		3	2
			2,175	50	7		2,125	46
55	生 コ ン ク リ ー ト 製 造 業	(水)	4,614	345	3		4,269	109
		(瀬)	21	20			1	
			4,635	365	3		4,270	109
56	有 機 質 砂 か べ 材 製 造 業	(水)	36				36	5
		(瀬)	36				36	5
57	人 造 黒 鉛 電 極 製 造 業	(水)	5	5				
		(瀬)	1	1				
			6	6				
58	窯 業 原 料 精 製 業	(水)	651	59	25		592	46
		(瀬)	5	5	3			
			656	64	28		592	46
59	砕 石 業	(水)	709	60	1		649	2
		(瀬)	7	5	1		2	
			716	65	2		651	2
60	砂 利 採 取 業	(水)	1,515	135			1,380	3
		(瀬)	9	7			2	
			1,524	142			1,382	3
61	鉄 鋼 業	(水)	215	77	27		138	8
		(瀬)	44	44	25			
			259	121	52		138	8
62	非 鉄 金 属 製 造 業	(水)	254	77	51		177	74
		(瀬)	18	18	13			
			272	95	64		177	74
63	金 属 製 品 ・ 機 械 器 具 製 造 業	(水)	2,489	459	306		2,030	494
		(瀬)	54	51	37		3	2
			2,543	510	343		2,033	496
63 の 2	自 動 式 洗 び ン 施 設	(水)	36	5			31	
		(瀬)	1	1				
			37	6			31	
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	53	46	7		7	
		(瀬)	19	19	8			
			72	65	15		7	

表5 特定事業場の業種別内訳（6）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		①	②		③	④	
				平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
64	ガス供給業・コークス製造業	(水)	9	2			7		
		(瀬)	3	3	3				
			12	5	3		7		
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水)	685	259	15		426	11	
		(瀬)	56	42			14		
			741	301	15		440	11	
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水)	5,698	1,094	739		4,604	1,870	
		(瀬)	148	142	96		6	4	
			5,846	1,236	835		4,610	1,874	
66	電気めっき施設	(水)	1,516	407	374		1,109	937	
		(瀬)	28	27	23		1	1	
			1,544	434	397		1,110	938	
66 の 2	エチレンオキサイド又は 1・4－ジオキサンの混合施設	(水)	113	3			110	2	
		(瀬)							
			113	3			110	2	
66 の 3	旅館業	(水)	65,049	3,719	6		61,330	5	(3)
		(瀬)	409	342			67	1	
			65,458	4,061	6		61,397	6	(3)
66 の 4	共同調理場	(水)	1,109	226			883		
		(瀬)	39	38			1		
			1,148	264			884		
66 の 5	弁当仕出屋・弁当製造業	(水)	1,064	292			772	2	
		(瀬)	50	48			2		
			1,114	340			774	2	
66 の 6	飲食店	(水)	2,626	696	6		1,930	1	(1)
		(瀬)	237	191			46		
			2,863	887	6		1,976	1	(1)
66 の 7	そば店・うどん店 ・すし店・喫茶店	(水)	60	12			48		
		(瀬)	2	2					
			62	14			48		
66 の 8	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	(水)	54	4			50		
		(瀬)							
			54	4			50		
67	洗濯業	(水)	18,485	426	25		18,059	939	
		(瀬)	49	49	1				
			18,534	475	26		18,059	939	
68	写真現像業	(水)	4,448	8	2		4,440	797	
		(瀬)	6	4	2		2		
			4,454	12	4		4,442	797	
68 の 2	病院	(水)	900	325	48		575	131	
		(瀬)	69	67	7		2	2	
			969	392	55		577	133	
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水)	187	103	1		84	2	
		(瀬)	10	10					
			197	113	1		84	2	

表5 特定事業場の業種別内訳（7）

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数		①	②		③	④	
				平均排水量 50m ³ /日以上 の事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m ³ /日未満 の事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
69 の 2	卸 売 市 場	(水)	123	47			76		
		(瀬)	5	5					
			128	52			76		
70	廃 油 処 理 施 設	(水)	18	3			15		
		(瀬)	3	3					
			21	6			15		
70 の 2	自動車特定整備事業の洗車施設	(水)	821	5			816	3	
		(瀬)							
			821	5			816	3	
71	自 動 式 車 両 洗 浄 施 設	(水)	32,735	81			32,654	11	
		(瀬)	15	14			1		
			32,750	95			32,655	11	
71 の 2	科学技術に関する研究・試験・ 検 査 を 行 う 事 業 場	(水)	5,071	393	242	(1)	4,678	2,513	(4)
		(瀬)	84	61	34		23	18	
			5,155	454	276	(1)	4,701	2,531	(4)
71 の 3	一般廃棄物処理施設である 焼 却 施 設	(水)	900	43	6		857	103	
		(瀬)	11	11	2				
			911	54	8		857	103	
71 の 4	産 業 廃 棄 物 処 理 施 設	(水)	449	76	17		373	66	
		(瀬)	7	7	2				
			456	83	19		373	66	
71 の 5	トリクロロエチレン等による 洗 浄 施 設 (前各号に該当するものを除く)	(水)	826	32	29		794	770	
		(瀬)	5	5	5				
			831	37	34		794	770	
71 の 6	トリクロロエチレン等の 蒸 留 施 設 (前各号に該当するものを除く)	(水)	38	5	5		33	28	
		(瀬)	3	3	1				
			41	8	6		33	28	
72	し 尿 処 理 施 設	(水)	9,409	7,986	42		1,423	16	
		(瀬)	585	555	6		30		
			9,994	8,541	48		1,453	16	
73	下 水 道 終 末 処 理 施 設	(水)	2,163	2,131	114		32	3	
		(瀬)							
			2,163	2,131	114		32	3	
74	特定事業場からの排水処理施設	(水)	685	295	34		390	45	
		(瀬)	44	41	9		3		
			729	336	43		393	45	
-	し尿浄化槽（201人以上500人以下） （ 指 定 地 域 特 定 施 設 ）		9,100	1,924	14		7,176	3	
			9,100	1,924	14		7,176	3	
合 計		(水)	247,616	26,956	2,878	(2)	220,660	10,042	(8)
		(瀬)	3,012	2,782	528		230	32	
			250,628	29,738	3,406	(2)	220,890	10,074	(8)

- (注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、下段は両者の合計である。
3. 水質汚濁防止法第5条3項の規定に基づく有害物質使用特定事業場は、この表には含まれていない。

表6 届出関係、計画変更命令等（1）

水質汚濁防止法

				第5条の届出					第7条 届出	第8条に基 づく等 計画変更命令等			第6条 第1項 届出	第10条 届出			第11条 届出
				第1項	第2項	第3項		計		第5条 関係	第7条 関係	計		氏名等 変更	使用 廃止	計	
						有害物質 使用特定 施設	有害物質 貯蔵指定 施設										
1	北海道	77		1	1	79	145					205	97	302	21		
2	青森県	26				26	22					65	36	101	5		
3	岩手県	81		3	3	87	32				1	107	80	187	9		
4	宮城県	71	1	2		74	84					144	69	213	25		
5	秋田県	105			1	106	28				1	83	63	146	15		
6	山形県	106			2	108	63					114	73	187	16		
7	福島県	79		2	4	85	23					68	56	124	12		
8	茨城県	146		1	13	160	108					220	119	339	19		
9	栃木県	185				185	47					43	99	142	5		
10	群馬県	76		5	2	83	31				1	91	66	157	12		
11	埼玉県	137		6	8	151	73					182	178	360	30		
12	千葉県	148		6	13	167	114					234	114	348	21		
13	東京都	85		54	8	147	58					193	189	382	23		
14	神奈川県	85		1		86	42					95	45	140	14		
15	新潟県	114			6	120	77					142	94	236	49		
16	富山県	69		2	2	73	33					75	54	129	10		
17	石川県	84			1	85	54					96	46	142	20		
18	福井県	103			2	105	42					43	47	90	7		
19	山梨県	54		3	4	61	39					68	50	118	20		
20	長野県	168		6	5	179	70					147	85	232	31		
21	岐阜県	121		2	5	128	79					179	84	263	30		
22	静岡県	106		6	6	118	101					193	97	290	24		
23	愛知県	283		8	14	305	279				1	373	361	734	90		
24	三重県	172		2	8	182	86					160	114	274	35		
25	滋賀県	138		3	2	143	119					146	92	238	21		
26	京都府	130			2	132	34					102	65	167	30		
27	大阪府	66		5	8	79	56					96	74	170	18		
28	兵庫県	89			10	99	56				1	107	77	184	18		
29	奈良県	23				23	5					20	12	32	4		
30	和歌山県	149		2		151	38					56	45	101	13		
31	鳥取県	31			1	32	37					47	14	61	6		
32	島根県	123				123	38					68	47	115	12		
33	岡山県	49			1	50	25					55	53	108	13		
34	広島県	68		1	2	71	19					83	63	146	31		
35	山口県	42		1	5	48	19				1	51	41	92	5		
36	徳島県	49			2	51	14					34	21	55	21		
37	香川県	108			2	110	44				1	58	58	116	26		
38	愛媛県	75		3	1	79	40				3	62	52	114	15		
39	高知県	65				65	28					66	41	107	22		
40	福岡県	63		10	4	77	38					148	34	182	23		
41	佐賀県	66			2	68	25					73	51	124	19		
42	長崎県	127		1		128	43					89	82	171	10		
43	熊本県	122		6	4	132	31					79	62	141	11		
44	大分県	153		1	2	156	14					84	99	183	40		
45	宮崎県	90				90	33					79	68	147	38		
46	鹿児島県	123			6	129	30				1	94	41	135	14		
47	沖縄県	39				39	10					50	7	57	4		
都道府県計		4,669	1	143	162	4,975	2,526				11	5,067	3,515	8,582	957		
政令市計		1,790	1	169	92	2,052	1,320				9	2,848	2,038	4,886	352		
合 計		6,459	2	312	254	7,027	3,846				20	7,915	5,553	13,468	1,309		

表6 届出関係、計画変更命令等（2）

水質汚濁防止法

			第5条の届出				第7条 届出	第8条に基づく等 計画変更命令等			第6条 第1項出	第10条 届出			第11条 届出	
			第1項	第2項	第3項			計	第5条 関係	第7条 関係		計	氏名等 変更	使用 廃止		計
					有害物質 使用特定 施設	有害物質 貯蔵指定 施設										
1	札幌市	2		11		13	16					18	16	34		
2	函館市						5					15	2	17	2	
3	旭川市	2				2	1					8	3	11	1	
4	青森市	8				8	1					12	6	18	1	
5	八戸市	10				10	10					26	14	40	3	
6	盛岡市	14				14	4					21	11	32		
7	仙台市	31		1		32	23					49	25	74	3	
8	秋田市	22				22	6					23	25	48	1	
9	山形市	19			1	20	10					13	14	27	1	
10	福島市	11				11	2					24	13	37	1	
11	郡山市	29			1	30	12					38	22	60	5	
12	いわき市	26			1	27	25					60	27	87		
13	水戸市	7				7	2					5	4	9	3	
14	つくば市	81		3	1	85	32					32	82	114	1	
15	宇都宮市	16			1	17	7					33	17	50	6	
16	前橋市	16		1		17	3					40	12	52	26	
17	高崎市	20				20	9					31	22	53	6	
18	伊勢崎市	8				8	5					12	7	19	1	
19	太田市	6				6	5					13	7	20	1	
20	さいたま市	14			1	15						30	16	46	4	
21	川越市	6			2	8	21					38	14	52	2	
22	熊谷市	4				4	7					16	3	19	1	
23	川口市	6		2	1	9	2					18	19	37	3	
24	所沢市	3				3	1					19	4	23	8	
25	春日部市	3				3	2					3	1	4	1	
26	草加市	5				5	2					5	2	7		
27	越谷市	12			1	13	4					14	8	22	1	
28	千葉市	22		3		25	22					44	22	66	1	
29	市川市	13			2	15	12					29	9	38	1	
30	船橋市	10				10	14					33	12	45	2	
31	松戸市	9			3	12	4					14	13	27		
32	柏市	5		5		10	3					16	8	24	5	
33	市原市	18			6	24	44					46	20	66	3	
34	八王子市	11				11	12					42	19	61	3	
35	町田市	9				9	1					22	17	39	5	
36	横浜市	107		7	3	117	57					106	93	199	16	
37	川崎市	30		13	5	48	55					61	42	103	7	
38	相模原市	22			1	23	31					44	32	76	8	
39	横須賀市	5				5	3					6	12	18	3	
40	平塚市	33				33	17					51	38	89	1	
41	藤沢市	30				30	29					22	31	53	4	
42	小田原市	6				6	4					8	1	9	2	
43	茅ヶ崎市	7				7	4					9	7	16	2	
44	厚木市	14		3		17	7					13	19	32		
45	大和市	6				6	5					8	6	14	1	
46	新潟市	23			1	24	9					51	22	73	3	
47	長岡市	11				11	4					19	12	31	2	
48	上越市	8				8	14					6	8	14	4	
49	富山市	37			5	42	12					28	28	56		
50	金沢市	22		1		23	2					50	13	63	4	
51	福井市	16			1	17	11					15	14	29	1	
52	甲府市	9		1		10	4					19	14	33	4	
53	長野市	10				10	20					40	20	60	2	
54	松本市	21				21	9					35	26	61	1	
55	岐阜市	10		1		11	7					15	6	21	4	

表6 届出関係、計画変更命令等（3）

水質汚濁防止法

			第5条の届出					第7条 届出	第8条に基 づく等 計画変更命令等			第6条 第1項出 届	第10条 届出			第11条 届出
			第1項	第2項	第3項		計		第5条 関係	第7条 関係	計		氏名等 変更	使用 廃止	計	
					有害物質 使用特定 施設	有害物質 貯蔵指定 施設										
56	静岡市	28				28	28					26	30	56	5	
57	浜松市	13		2	1	16	26					51	25	76	3	
58	沼津市	9				9	4					8	6	14	2	
59	富士市	22		5		27	41					26	33	59	2	
60	名古屋	20		4	3	27	24				2	51	23	74	7	
61	豊橋市	19		2	2	23	28					44	19	63	9	
62	岡崎市	26				26	26					29	14	43	12	
63	一宮市	28				28	7					52	32	84	14	
64	春日井	9				9	12					39	13	52	6	
65	豊田市	69		1		70	47					71	72	143	9	
66	四日市	25		1	1	27	42					26	27	53	1	
67	大津市	23				23	8					22	12	34	2	
68	京都市	16		12	3	31	22				1	25	41	66	3	
69	大阪市	7		19	2	28	23					44	48	92	5	
70	堺市	12			5	17	8					23	14	37		
71	岸和田	4			1	5					1	8	3	11	1	
72	豊中市	5		3	1	9	3					4	13	17		
73	吹田市	27		8		35	14					8	40	48	2	
74	高槻市	14				14	13					19	16	35	1	
75	枚方市	16				16	1					19	11	30	1	
76	茨木市	3		1		4	4					11	14	25	1	
77	八尾市	2		1		3	1					10	9	19	5	
78	寝屋川	8				8	4				2	12	8	20	1	
79	東大阪			8	1	9	2					11	5	16		
80	神戸市	65			8	73	19					64	97	161	6	
81	姫路市	11		2	2	15	15				1	19	12	31	2	
82	尼崎市	5		10	2	17	11					17	17	34	1	
83	明石市	5			1	6	9					5	5	10		
84	西宮市	2				2	8				1	12	2	14	1	
85	加古川	3			1	4	2					13	6	19	3	
86	宝塚市	3				3	3					4	5	9	3	
87	奈良市	4				4	1					8	3	11		
88	和歌山	9			1	10						6	5	11	1	
89	鳥取市	16				16	5					12	9	21	3	
90	松江市	12				12	19					12	13	25		
91	岡山市	36		2	5	43	15					78	48	126	9	
92	倉敷市	17			2	19	12					38	16	54	1	
93	広島市	30		3	1	34	9					35	33	68	4	
94	呉市	4		6		10	14					4	9	13	2	
95	福山市	19		1	2	22	9					12	14	26	1	
96	下関市	1			1	2	2					4	2	6	1	
97	徳島市	7		1		8	5					4	2	6	1	
98	高松市	39		2		41	15				1	72	51	123	16	
99	松山市	15			1	16	18					25	21	46	11	
100	高知市	7				7	2					18	8	26	1	
101	北九州市	6		5	3	14	10					30	10	40	4	
102	福岡市	1		15	1	17	23					24	18	42		
103	久留米	8				8	4					13	10	23	3	
104	佐賀市	30			2	32	3					44	27	71		
105	長崎市	12				12	15					21	2	23	2	
106	佐世保	17				17						30	13	43	2	
107	熊本市	27	1			28	14					14	23	37	2	
108	大分市	17		3	2	22	13					53	24	77	2	
109	宮崎市	29				29	8					27	20	47	6	
110	鹿児島	17				17	11					20	25	45	1	
111	那覇市	6				6	5					3		3		
政令市計		1,790	1	169	92	2,052	1,320				9	2,848	2,038	4,886	352	

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（1）

水質汚濁防止法

		改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査（第22条第1項）										
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	立入検査事業場数										
												昼間 立入	うち第5 条第2項 に係るもの	うち、地下 水汚染未然 防止に係るもの	夜間 立入	うち第5 条第2項 に係るもの	うち、地下 水汚染未然 防止に係るもの	計				うち瀬戸内 海面上の特 定施設を設 置する工場、事業場 に係るもの
1	北海道											533	1	19				533	1	19		
2	青森県											202		2				202		2		
3	岩手県											342		36				342		36		
4	宮城県											329	14	5				329	14	5		
5	秋田県											585		3				585		3		
6	山形県											190		46				190		46		
7	福島県											274		84				274		84		
8	茨城県											586		101				586		101		
9	栃木県	1										211		114				211		114		
10	群馬県											277		43				277		43		
11	埼玉県	1										978		231	2		1	980		232		
12	千葉県											601		74				601		74		
13	東京都											426		164	1		1	427		165		
14	神奈川県											184		65				184		65		
15	新潟県											215		66	1			216		66		
16	富山県											75		46				75		46		
17	石川県											141		76				141		76		
18	福井県											168		34				168		34		
19	山梨県											191		111				191		111		
20	長野県											523	159	161				523	159	161		
21	岐阜県											537		250				537		250		
22	静岡県											376		40	19			395		40		
23	愛知県											1,842		254				1,842		254		
24	三重県											483						483				
25	滋賀県											245		48				245		48		
26	京都府											175		60				175		60	66	
27	大阪府											610		139				610		139	134	
28	兵庫県											228		45				228		45	24	
29	奈良県											129		2				129		2	80	
30	和歌山県											90		36				90		36	32	
31	鳥取県											117		14				117		14		
32	島根県											124		10				124		10		
33	岡山県											309		9				309		9	129	
34	広島県	1										541		22				541		22	193	
35	山口県											394		11				394		11	208	
36	徳島県											185		11				185		11	82	
37	香川県											344		14				344		14	99	
38	愛媛県											331		18				331		18	95	
39	高知県											169						169				
40	福岡県	1										295						295				
41	佐賀県											193		46				193		46		
42	長崎県											864		1				864		1		
43	熊本県											458						458				
44	大分県											401		8				401		8	93	
45	宮崎県											540		85				540		85		
46	鹿児島県											303		7				303		7		
47	沖縄県											90						90				
都道府県計		4										17,404	174	2,611	23		2	17,427	174	2,613	1,235	
政令市計		1										9,426		1,775	406			9,832		1,775	1,531	
合 計		5										26,830	174	4,386	429		2	27,259	174	4,388	2,766	

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（2）

水質汚濁防止法

		行政指導																	
		公共用水域								地下水									
		指導件数			指導内容					指導件数			指導内容						
		文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	水濁法第14条第1項及び第2項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の設置・変更	特定地下水浸透水の制限	構造基準等の遵守	定期点検の結果の保存	地下水の浄化	その他	合計
1	北海道	16	179	195	34		39	140	213										
2	青森県	34	55	89	18		8	74	100										
3	岩手県	22	17	39	18		10	11	39										
4	宮城県	41	14	55	11	1	11	33	56	1		1						1	1
5	秋田県	20	100	120	30		35	56	121										
6	山形県	10	87	97	10			87	97		5	5				5			5
7	福島県	24	66	90	37		9	54	100		10	10			3	4			7
8	茨城県	76	87	163	31		37	113	181	3	7	10				9		2	11
9	栃木県	39	4	43	1		8	43	52										
10	群馬県	6	80	86	12	1	19	76	108		10	10	5		6	7		1	19
11	埼玉県	39	156	195	42	5	38	123	208		69	69	1		16	44		20	81
12	千葉県	92	185	277	93	1	56	173	323	1	29	30	3		10	11		21	45
13	東京都	2	57	59	8		2	56	66		96	96			7	55		80	142
14	神奈川県	3	7	10	3	1	1	5	10		4	4			2	2			4
15	新潟県	6	72	78	11		34	41	86		16	16			5	9		6	20
16	富山県		21	21	1		6	14	21										
17	石川県	4		4				4	4										
18	福井県	6	8	14	1			13	14		2	2			1	1			2
19	山梨県	34	40	74	20		24	36	80		2	2						2	2
20	長野県	36	49	85	28		16	42	86		5	5				5		5	10
21	岐阜県	3	67	70	19	1	11	47	78		3	3			1	2			3
22	静岡県	7	28	35	7		7	23	37										
23	愛知県	108	986	1094	117	2	3	977	1099	4	335	339			91	187		63	341
24	三重県	26	98	124	24		15	85	124										
25	滋賀県	69	2	71	19		8	44	71	17	2	19			5	11		3	19
26	京都府	3		3				3	3										
27	大阪府	12	102	114	14		23	89	126		8	8			1	2		5	8
28	兵庫県	8	58	66	26		8	36	70		8	8			2	5		1	8
29	奈良県	10	4	14	1			13	14										
30	和歌山県		90	90			9	81	90		5	5			4	1			5
31	鳥取県	7	4	11				11	11										
32	島根県	31	9	40	12		14	18	44	3	1	4			2	3		2	7
33	岡山県	34	17	51	7		6	38	51	2	2	4			1	3		1	5
34	広島県	55		55	23			32	55										
35	山口県	15	4	19	6		3	11	20	1		1						1	1
36	徳島県	5	8	13	6			7	13		2	2						2	2
37	香川県	19	16	35	3		5	27	35										
38	愛媛県	9	10	19	8		6	5	19										
39	高知県	4	36	40	6		7	27	40										
40	福岡県	22	25	47	12		27	10	49										
41	佐賀県	13	10	23	17			5	22										
42	長崎県	2	55	57	15		8	34	57										
43	熊本県	7	18	25	8		1	16	25										
44	大分県	12	5	17	5			12	17										
45	宮崎県	25	16	41	40			1	41										
46	鹿児島県	20		20	20				20										
47	沖縄県	3	57	60	30	9	5	18	62										
都道府県計		1,039	3,009	4,048	854	21	519	2,864	4,258	32	621	653	9		157	366		216	748
政令市計		591	572	1,163	521		134	570	1,225	35	132	167	15		45	115	2	50	227
合 計		1,630	3,581	5,211	1,375	21	653	3,434	5,483	67	753	820	24		202	481	2	266	975

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（3）

水質汚濁防止法

		改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査（第22条第1項）									
												立入検査事業場数									
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	計			
																		(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工場、事業場 に係るもの	
1	札幌市											61		18				61		18	
2	函館市											26						26			
3	旭川市											41						41			
4	青森市											60		3				60		3	
5	八戸市											63		30	12			75		30	
6	盛岡市											32		9				32		9	
7	仙台市											96		55				96		55	
8	秋田市											38			4			42			
9	山形市											40		8				40		8	
10	福島市											76		4				76		4	
11	郡山市											84		36				84		36	
12	いわき市											34		25				34		25	
13	水戸市											10		5				10		5	
14	つくば市											22		15				22		15	
15	宇都宮市											82		32				82		32	
16	前橋市											85		1				85		1	
17	高崎市											130		65				130		65	
18	伊勢崎市											62						62			
19	太田市											21		12				21		12	
20	さいたま市											127		1				127		1	
21	川越市											215		58				215		58	
22	熊谷市											101						101			
23	川口市											128		13				128		13	
24	所沢市											50		7				50		7	
25	春日部市											54		1				54		1	
26	草加市											31		10				31		10	
27	越谷市											122		24				122		24	
28	千葉市											37		1				37		1	
29	市川市											83		4				83		4	
30	船橋市											134		5				134		5	
31	松戸市											73		7				73		7	
32	柏市											35		1				35		1	
33	市原市											139						139			
34	八王子市											25						25			
35	町田市											45		2				45		2	
36	横浜市											338		60				338		60	
37	川崎市											132		2	2			134		2	
38	相模原市	1										134						134			
39	横須賀市											31		31				31		31	
40	平塚市											81		15				81		15	
41	藤沢市											88		9				88		9	
42	小田原市											57		4				57		4	
43	茅ヶ崎市											35		23				35		23	
44	厚木市											9						9			
45	大和市											44						44			
46	新潟市											107		4				107		4	
47	長岡市											54		1	1			55		1	
48	上越市											100						100			
49	富山市											188		1				188		1	
50	金沢市											142		8	4			146		8	
51	福井市											95		4				95		4	
52	甲府市											3						3			
53	長野市											73		4				73		4	
54	松本市											102		35	2			104		35	
55	岐阜市											94		48	2			96		48	

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（4）

水質汚濁防止法

			行政指導																	
			公共用水域								地下水									
			指導件数			指導内容					指導件数			指導内容						
			文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	水濁法第14条第1項及び第2項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の設置・変更	特定地下水浸透水の制限	構造基準等の遵守	定期点検の結果の保存	地下水の浄化	その他	合計
1	札幌市	3		3	3				3		18	18				18				18
2	函館市		19	19	6		6	9	21											
3	旭川市	1		1	1				1											
4	青森市	5	6	11	5		1	5	11											
5	八戸市	4	6	10	3			7	10											
6	盛岡市	19		19				19	19											
7	仙台市	5	6	11	9			2	11											
8	秋田市	3	2	5	2			3	5											
9	山形市		10	10				10	10		5	5					3		5	8
10	福島市	1	23	24			1	23	24											
11	郡山市	2	10	12	12				12											
12	いわき市	4	9	13	4		8	9	21											
13	水戸市																			
14	つくば市	7		7	5		1	3	9	7		7				4	5		4	13
15	宇都宮市																			
16	前橋市	7		7	7				7											
17	高崎市	2		2	2				2											
18	伊勢崎市	9		9	9		1		10											
19	太田市		2	2	2				2											
20	さいたま市	20	3	23	23				23											
21	川越市	32	51	83	33		3	47	83											
22	熊谷市	10	2	12	10		2		12											
23	川口市	23		23	23				23	6		6					5		6	11
24	所沢市	23		23	9		3	11	23											
25	春日部市	10		10	10				10											
26	草加市	9		9	9				9											
27	越谷市	19		19	19				19											
28	千葉市	1		1	1				1											
29	市川市	13	7	20	13		7		20											
30	船橋市	16		16				16	16											
31	松戸市	3	1	4	4				4											
32	柏市	2		2	2				2											
33	市原市	9		9	9				9											
34	八王子市		5	5	1		1	3	5											
35	町田市		3	3	2			1	3											
36	横浜市	4	29	33	4		29		33		20	20				8	23			31
37	川崎市	6	12	18	6			12	18		7	7							7	7
38	相模原市	1	53	54	6			48	54											
39	横須賀市										1	1				1				1
40	平塚市	39		39	2			37	39											
41	藤沢市	3		3	1			2	3											
42	小田原市		3	3			3		3											
43	茅ヶ崎市		3	3				3	3											
44	厚木市																			
45	大和市	1		1	1				1											
46	新潟市	9		9	9				9											
47	長岡市																			
48	上越市	2		2	2				2											
49	富山市	5	4	9	9				9											
50	金沢市	5	8	13	6			7	13											
51	福井市	1	4	5	2			3	5											
52	甲府市		2	2				2	2											
53	長野市																			
54	松本市	1		1	1				1		5	5				1	4			5
55	岐阜市	1	6	7				7	7											

(注) 1 件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（5）

水質汚濁防止法

		改善命令			一時停止命令			浄化措置命令 (第14条の3)		要請 (第23条第3項)		立入検査（第22条第1項）									
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 の3 第1項	第1項	第2項	公共用 水 域	地下水	立入検査事業場数									
												昼間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	夜間 立入	(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	計			
																		(うち第5 条第2項 に係るも の)	うち、地下 水汚染未然 防止に係る もの	うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの	
56	静岡市											61		1				61		1	
57	浜松市											27						27			
58	沼津市											154		29	52			206		29	
59	富士市											214		80	4			218		80	
60	名古屋											171		2				171		2	
61	豊橋市											81						81			
62	岡崎市											177		17				177		17	
63	一宮市											81		20				81		20	
64	春日井市											81		31				81		31	
65	豊田市											80						80			
66	四日市市											31						31			
67	大津市											63		25				63		25	12
68	京都市											557		542	22			579		542	40
69	大阪市											99						99			61
70	堺市											51		1				51		1	5
71	岸和田市											9		1				9		1	
72	豊中市											57		30				57		30	18
73	吹田市											75		16				75		16	29
74	高槻市											44						44			
75	枚方市											13		5				13		5	
76	茨木市											63		1				63		1	
77	八尾市											36		22				36		22	2
78	寝屋川市											43		15				43		15	8
79	東大阪市											121		43				121		43	47
80	神戸市											171		15	4			175		15	94
81	姫路市											128		3				128		3	94
82	尼崎市											108		13				108		13	58
83	明石市											55						55			
84	西宮市											68		1				68		1	
85	加古川市											10						10			
86	宝塚市											38						38			23
87	奈良市											163			253			416			351
88	和歌山市											30		1				30		1	
89	鳥取市											6		3				6		3	
90	松江市											259		27	1			260		27	135
91	岡山市											292		6	2			294		6	248
92	倉敷市											88		28				88		28	30
93	広島市											91		10	8			99		10	44
94	呉市											78			5			83			56
95	福山市											63		2	6			69		2	42
96	下関市											77		27				77		27	
97	徳島市											104		2				104		2	31
98	高松市											91			6			97			
99	松山市											14						14			
100	高知市											115			4			119			103
101	北九州市											55		18				55		18	
102	福岡市											33		6				33		6	
103	久留米市											48		8				48		8	
104	佐賀市											37						37			
105	長崎市											64						64			
106	佐世保市											14						14			
107	熊本市											187			12			199			
108	大分市											30		3				30		3	
109	宮崎市											148		20				148		20	
110	鹿児島市											3						3			
111	那覇市											9,426		1,775	406		0	9,832		1,775	1,531
政令市計		1																			

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（6）

水質汚濁防止法

		行政指導																	
		公共用水域								地下水									
		指導件数			指導内容					指導件数			指導内容						
		文書	口頭	合計	処理施設 の設置・ 改善	排水の 一時停止	水濁法 第14条 第1項 及び第 2項等	その他	合計	文書	口頭	合計	施設の 設置・ 変更	特定地 下浸透 水の制 限	構造基 準等の 遵守	定期点 検の結果の 保存	地下水 の浄化	その他	合計
56	静岡県静岡市	50	26	76	8		46	64	118										
57	浜松市		1	1	1				1	1	1	2					2		2
58	沼津市																		
59	富士市	4		4	4				4										
60	名古屋市長古市		13	13	4			9	13	1	14	15	1		14	2			17
61	豊橋市	22	44	66	58			8	66		2	2				2			2
62	岡崎市	5		5	5				5										
63	一宮市	4	55	59	4		1	54	59		15	15				11		15	26
64	春日井市	2	6	8	6		1	2	9		4	4				2		2	4
65	豊田市	5		5	5				5										
66	四日市市		12	12	2			11	13										
67	大津市	2		2	2				2										
68	京都市																		
69	大阪市	1		1	1				1										
70	堺市	10	6	16				16	16										
71	岸和田市	1		1	1				1										
72	豊中市																		
73	吹田市	2	3	5				5	5	1		1	1						1
74	高槻市		20	20			3	18	21										
75	枚方市																		
76	茨木市										1	1			1	1			2
77	八尾市	28		28	28				28										
78	寝屋川市	9	3	12				12	12										
79	東大阪市																		
80	神戸市	17	1	18	18				18										
81	姫路市	3		3				3	3										
82	尼崎市		3	3				3	3										
83	明石市																		
84	西宮市		2	2	2				2										
85	加古川市		10	10	3			7	10										
86	宝塚市																		
87	奈良市		3	3			3		3										
88	和歌山市	3		3	3				3										
89	鳥取市	1	8	9	2			7	9		1	1			1				1
90	松江市	4		4			3	2	5										
91	岡山市	15	20	35	22			13	35	13	2	15	5		5	13		5	28
92	倉敷市	7		7	4			3	7										
93	広島市	2		2	2				2										
94	呉市	1		1	1				1										
95	福山市	6	2	8	8				8										
96	下関市	5	2	7	3		1	3	7	2		2	1		1	2			4
97	徳島市																		
98	高松市	12		12	12				12										
99	松山市	3	3	6				6	6										
100	高知市	2	4	6	2		1	3	6		1	1						1	1
101	北九州市																		
102	福岡市		6	6			4	3	7	4	19	23	7		9	8		3	27
103	久留米市		1	1			1		1										
104	佐賀市	6	7	13	6			7	13		3	3				3		2	5
105	長崎市		1	1	1				1										
106	佐世保市	8		8				8	8										
107	熊本市		4	4	1			3	4										
108	大分市	8		8	4			4	8										
109	宮崎市		10	10	3		2	7	12		1	1				1			1
110	鹿児島市	3	5	8	8				8		12	12				12			12
111	那覇市		2	2			2		2										
政令市計		591	572	1,163	521		134	570	1,225	35	132	167	15		45	115	2	50	227

(注) 1 件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表 7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（7）

水質汚濁防止法

				水濁法第14条第 1 項及び第 2 項に対する行政指導																
				排水						特定地下浸透水										
				指導件数			指導内容					指導件数			指導内容					
				文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	
1	北海道		39	39	31	7	1		39											
2	青森県	4	4	8	8				8											
3	岩手県		10	10	10				10											
4	宮城県	10	1	11	11				11											
5	秋田県		35	35	34		1		35											
6	山形県																			
7	福島県		9	9	9				9											
8	茨城県	10	27	37	28	7	17		52											
9	栃木県	7	1	8	6	1	1		8											
10	群馬県		19	19	19				19											
11	埼玉県	1	37	38	34		4		38											
12	千葉県	3	53	56	29	11	30		70											
13	東京都		2	2	2				2											
14	神奈川県		1	1	1				1											
15	新潟県	3	31	34	27	7			34											
16	富山県		6	6	6				6											
17	石川県																			
18	福井県																			
19	山梨県	6	18	24	22		2		24											
20	長野県	9	7	16	15		1		16											
21	岐阜県		11	11	9	2			11											
22	静岡県	1	6	7	7				7											
23	愛知県	2	1	3	3				3											
24	三重県		15	15	5	9	1		15											
25	滋賀県	8		8	8				8											
26	京都府																			
27	大阪府		23	23	23				23											
28	兵庫県		7	7	7		1		8											
29	奈良県																			
30	和歌山県		9	9	9				9											
31	鳥取県																			
32	島根県	9	5	14	14	2	2		18											
33	岡山県	6		6	6	4	4		14											
34	広島県																			
35	山口県	3		3	1	2			3											
36	徳島県																			
37	香川県	5		5	5				5											
38	愛媛県	1	5	6	6	1			7											
39	高知県		7	7	7				7											
40	福岡県	2	25	27	26	26	25		77											
41	佐賀県																			
42	長崎県		8	8	8				8											
43	熊本県		1	1	1				1											
44	大分県																			
45	宮崎県																			
46	鹿児島県																			
47	沖縄県		5	5	5				5											
都道府県計		90	428	518	442	79	90		611											
政令市計		38	95	133	94	40	20		154											
合 計		128	523	651	536	119	110		765											

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表 7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（８）

水質汚濁防止法

			水濁法第14条第 1 項及び第 2 項に対する行政指導														
			排水							特定地下浸透水							
			指導件数			指導内容				指導件数			指導内容				
			文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽
1	札幌市	幌市															
2	函館市	館市		6	6	5		1		6							
3	旭川市	川市															
4	青森市	森市		1	1	1				1							
5	八戸市	戸市															
6	盛岡市	岡市															
7	仙台市	台市															
8	秋田市	田市															
9	山形市	形市															
10	福島市	島市		1	1	1				1							
11	郡山市	山市															
12	いわき市	き市		8	8	8	8	8		24							
13	水戸市	戸市															
14	つくば市	ば市	1		1	1				1							
15	宇都宮市	宮市															
16	前橋市	橋市															
17	高崎市	崎市															
18	伊勢崎市	崎市	1		1	1				1							
19	太田市	田市															
20	さいたま市	ま市															
21	川越市	越市		3	3	3				3							
22	熊谷市	谷市		2	2	1		1		2							
23	川口市	口市															
24	所沢市	沢市	3		3	3				3							
25	春日部市	部市															
26	草加市	加市															
27	越谷市	谷市															
28	千葉市	葉市															
29	市川市	川市		7	7			7		7							
30	船橋市	橋市															
31	松戸市	戸市															
32	柏市	市															
33	市原市	原市															
34	八王子市	子市		1	1	1				1							
35	町田市	田市															
36	横浜市	浜市		29	29	5	26			31							
37	川崎市	崎市															
38	相模原市	模原市															
39	横須賀市	須賀市															
40	平塚市	塚市															
41	藤沢市	沢市															
42	小田原市	原市		3	3		3			3							
43	茅ヶ崎市	ヶ崎市															
44	厚木市	木市															
45	大和市	和市															
46	新潟市	潟市															
47	長岡市	岡市															
48	上越市	越市															
49	富山市	山市															
50	金沢市	沢市															
51	福井市	井市															
52	甲府市	府市															
53	長野市	野市															
54	松本市	本市															
55	岐阜市	阜市															

(注) 1 件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（9）

水質汚濁防止法

		水濁法第14条第 1 項及び第 2 項に対する行政指導															
		排水								特定地下浸透水							
		指導件数			指導内容					指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計	文書	口頭	合計	未測定	未記録	未保存	虚偽	合計
56	静岡市	29	17	46	44		2		46								
57	浜松市																
58	沼津市																
59	富士市																
60	名古屋																
61	豊橋市																
62	岡崎市																
63	一宮市		1	1	1				1								
64	春日井市		1	1	1				1								
65	豊田市																
66	四日市市																
67	大津市																
68	京都市																
69	大阪市																
70	堺市																
71	岸和田市																
72	豊中市																
73	吹田市																
74	高槻市		3	3	3				3								
75	枚方市																
76	茨木市																
77	八尾市																
78	寝屋川市																
79	東大阪市																
80	神戸市																
81	姫路市																
82	尼崎市																
83	明石市																
84	西宮市																
85	加古川市																
86	宝塚市																
87	奈良市		3	3	3				3								
88	和歌山市																
89	鳥取市																
90	松江市	3		3	3				3								
91	岡山市																
92	倉敷市																
93	広島市																
94	呉市																
95	福山市																
96	下関市	1		1	1				1								
97	徳島市																
98	高松市																
99	松山市																
100	高知市		1	1	1				1								
101	北九州市																
102	福岡市		3	3	4				4								
103	久留米市		1	1	1	1	1		3								
104	佐賀市																
105	長崎市																
106	佐世保市																
107	熊本市																
108	大分市																
109	宮崎市		2	2	2				2								
110	鹿児島市																
111	那覇市		2	2		2			2								
政令市計		38	95	133	94	40	20		154								

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表 8 計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳

○改善命令（第13条第1項）

違反業種・施設名	件数	違反のおそれがある物質・項目
みそ・しょう油・グルタミン酸ソーダ・食酢等の製造業（5）	1	生物化学的酸素要求量（BOD）、水素イオン濃度（pH） 浮遊物質（SS）、大腸菌群数
めん類製造業（16）	1	生物化学的酸素要求量（BOD）、水素イオン濃度（pH）
冷凍調理食品製造業（18の2）	1	生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD） 大腸菌群数
共同調理場（66の4）	1	生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）
指定地域特定施設	1	水素イオン濃度（pH）

（注）

1. 違反業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 表 7 において件数が 0 のものについては掲載していない。

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（１）

水質汚濁防止法

		排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等 違反 (第30条)	その他水質 汚濁防止法 違反	事故時の措置 (第14条の2)							緊急時の措置 (第18条)
					第1項		第2項		第3項		第4項	
					公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	応急措置 命 令	
1	北海道				6	1			11	15		
2	青森県				3				5			
3	岩手県				2							
4	宮城県				2	1	1		2			
5	秋田県											
6	山形県				1		1		3			
7	福島県											
8	茨城県	1							4			
9	栃木県					1						
10	群馬県				5		1	1				
11	埼玉県				5	1			3			
12	千葉県	1			5							
13	東京都				1							
14	神奈川県											
15	新潟県				3	2			8			
16	富山県				6	1	5		6	1		
17	石川県						3		5			
18	福井県											
19	山梨県				8				2			
20	長野県				1				1			
21	岐阜県				10		1	1	8			
22	静岡県				2				2			
23	愛知県	2			18	2	1		5	5		
24	三重県	1			1				3			
25	滋賀県				5	1	2		2			
26	京都府								1			
27	大阪府				3		2					
28	兵庫県								1			
29	奈良県						1		2			
30	和歌山県											
31	鳥取県				1		1		1			
32	島根県				2				2			
33	岡山県				2		1		1			
34	広島県				4				4		3	
35	山口県				1	1			2	1		
36	徳島県								2			
37	香川県	1			6		1		5			
38	愛媛県				2				2			
39	高知県				1							
40	福岡県				5		2		3			
41	佐賀県				3		1		1			
42	長崎県				3							
43	熊本県				4				1			
44	大分県				2				1			
45	宮崎県											
46	鹿児島県				2				3			
47	沖縄県				8							
都道府県計		6			133	11	24	2	102	22	3	
政令市計		1			72	10	7	4	35	36		
合 計		7			205	21	31	6	137	58	3	

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（2）

水質汚濁防止法

		排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)							緊急時の措置 (第18条)
					第1項		第2項		第3項		第4項	
					公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	応急措置 命 令	
1	札幌市				1	1			2	29		
2	函館市											
3	旭川市											
4	青森市											
5	八戸市											
6	盛岡市											
7	仙台市											
8	秋田市				1				2			
9	山形市											
10	福島市											
11	郡山市											
12	いわき市											
13	水戸市											
14	つくば市											
15	宇都宮市											
16	前橋市											
17	高崎市				1				1			
18	伊勢崎市											
19	太田市											
20	さいたま市											
21	川越市											
22	熊谷市											
23	川口市											
24	所沢市											
25	春日部市											
26	草加市											
27	越谷市											
28	千葉市				3							
29	市川市					1						
30	船橋市				1							
31	松戸市											
32	柏市											
33	市原市											
34	八王子市											
35	町田市						1					
36	横浜市				3				5			
37	川崎市				10	2		1	1	4		
38	相模原市											
39	横須賀市											
40	平塚市											
41	藤沢市	1							1			
42	小田原市								1			
43	茅ヶ崎市											
44	厚木市											
45	大和市											
46	新潟市				2				1			
47	長岡市								3			
48	上越市				2							
49	富山市											
50	金沢市				1							
51	福井市											
52	甲府市											
53	長野市											
54	松本市				3	1			1			
55	岐阜市				1							

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（3）

水質汚濁防止法

		排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)							緊急時の措置 (第18条)
					第1項		第2項		第3項		第4項	
					公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	応急措置 命 令	
56	静岡市				3		1		4			
57	浜松市					1	1		2			
58	沼津市											
59	富士市				7		2					
60	名古屋											
61	豊橋市				3				1			
62	岡崎市											
63	一宮市				1							
64	春日井市											
65	豊田市				3							
66	四日市市											
67	大津市											
68	京都市											
69	大阪市											
70	堺市											
71	岸和田市				2							
72	豊中市											
73	吹田市											
74	高槻市											
75	枚方市											
76	茨木市											
77	八尾市											
78	寝屋川市											
79	東大阪市											
80	神戸市					2		1		1		
81	姫路市								1			
82	尼崎市				5							
83	明石市											
84	西宮市				1							
85	加古川市						2		2			
86	宝塚市											
87	奈良市											
88	和歌山市											
89	鳥取市				1	1						
90	松江市											
91	岡山市				6							
92	倉敷市				1				3			
93	広島市											
94	呉市											
95	福山市				1							
96	下関市											
97	徳島市								1			
98	高松市				2							
99	松山市				2							
100	高知市					1						
101	北九州市											
102	福岡市									2		
103	久留米市				1							
104	佐賀市				2							
105	長崎市											
106	佐世保市											
107	熊本市				2							
108	大分市								2			
109	宮崎市											
110	鹿児島市								1			
111	那覇市						2					
政令市計		1			72	10	7	4	35	36		

表10 排水基準違反等の違反業種、違反物質・項目別内訳

○排水基準違反（第31条第1項）

業種別内訳

違反業種・施設名	件数
水産食料品製造業（3）	3
非鉄金属製造業（62）	1
旅館業（66の3）	2
洗たく業（67）	1

物質・項目別内訳

違反物質・項目	件数
水素イオン濃度（pH）	5
生物化学的酸素要求量（BOD）	4
浮遊物質（SS）	3
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	1
大腸菌群数	3

（注）

1. 違反業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反物質・項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
3. 表9において件数が0のものについては掲載していない。

表11 事故時の措置 応急措置命令の内訳

○応急措置命令（第14条の2 第4項）

業種別内訳

業種	件数
飲料製造業	1
旅館業	2

（注）

1. 表 9 において件数が 0 のものについては掲載していない。

表12 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（１）

水質汚濁防止法

		指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
			第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m ³ 未満	施行令別表 第4の施設を 設置する事 業場	その他				
東 京 湾	埼 玉 県	450							14			4,040
	千 葉 県	156							16			1,886
	東 京 都	68							3			1,122
	神 奈 川 県	1										143
	都府県計	675							33			7,191
	政令市計	623							61			6,032
	合 計	1,298							94			13,223
伊 勢 湾	岐 阜 県	717							17			5,489
	愛 知 県	1,021				38 (26)		2	30			6,266
	三 重 県	553							8			3,742
	都府県計	2,291				38 (26)		2	55			15,497
	政令市計	621							21			3,969
	合 計	2,912				38 (26)		2	76			19,466
瀬 戸 内 海	京 都 府	120										1,377
	大 阪 府	248							5			1,229
	兵 庫 県	523							18			3,799
	奈 良 県	366										2,020
	和 歌 山 県	139							6			1,138
	岡 山 県	323							13			2,593
	広 島 県	430							12			2,617
	山 口 県	309							27			2,504
	徳 島 県	236							8			3,058
	香 川 県	251							20			2,210
	愛 媛 県	317							20			2,822
	福 岡 県	99							2			393
	大 分 県	310							7			3,233
	都府県計	3,671							138			28,993
	政令市計	1,412							68			11,790
	合 計	5,083							206			40,783
都府県合計		6,637				38 (26)		2	226			51,681
政令市合計		2,656							150			21,791
合 計		9,293				38 (26)		2	376			73,472

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表12 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（2）

水質汚濁防止法

		指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の4 指導等 ※（ ）内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
			第5条 関係	第7条 関係		日平均排水量 50m3未満	施行令別表 第4の施設を 設置する事 業場	その他				
東 京 湾	さいたま市	58										784
	川越市	34										277
	熊谷市	55										267
	川口市	16										247
	所沢市	15							15			124
	春日部市	20										299
	草加市	10							2			168
	越谷市	21										304
	千葉市	29							4			647
	市川市	70							3			274
	船橋市	33										198
	松戸市	26							5			200
	柏市	4										15
	市原市	79							7			384
	八王子市	12							1			371
	町田市	8							1			157
	横浜市	68							8			863
	川崎市	56							14			439
	横須賀市	9							1			14
	政令市計	623							61			6,032
伊 勢 湾	岐阜市	62										556
	名古屋市	65							5			327
	豊橋市	88							1			541
	岡崎市	57							4			307
	一宮市	52										346
	春日井市	69							2			370
	豊田市	119							2			735
	四日市市	109							7			787
	政令市計	621							21			3,969
瀬 戸 内 海	京都市	21										789
	大阪市	24										17
	堺市	71							4			287
	岸和田市	6										180
	豊中市	2										68
	吹田市	7										59
	高槻市	8							1			108
	枚方市	17										89
	茨木市	3										109
	八尾市	5										225
	寝屋川市	1							1			118
	東大阪市	6							2			54
	神戸市	80										771
	姫路市	84							9			271
	尼崎市	20							4			117
	明石市	18										37
	西宮市	11										152
	加古川市	26							2			201
	宝塚市	7										104
	奈良市	31										280
	和歌山市	130							1			661
	岡山市	137							2			917
	倉敷市	105							9			578
	広島市	55							8			876
	呉市	41							3			558
	福山市	60							3			675
	下関市	49							2			333
	徳島市	101							1			619
	高松市	59							1			993
	松山市	85							9			588
	北九州市	53							6			155
	大分市	89										801
	政令市計	1,412							68			11,790
政令市合計		2,656							150			21,791

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表13 計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳

該当なし

表14 瀬戸内海法に基づく許可、措置命令及び届出等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可				第8条第1項の許可				第11条の措置命令			第7条 第2項 届 出	第8条 第4項 届 出	第9条 届出			第10条 第3項 届 出	第12条 の14 届出
	申 請	許 可	不 許 可	審 査 中	申 請	許 可	不 許 可	審 査 中	第5条 関係	第8条 関係	計			氏名等 変更	使用 廃止	計		
京 都 府	4	4			7	7								7	9	16		
大 阪 府	19	16		3	23	21		2						21	13	34	2	
兵 庫 県	24	19		5	48	42		6					8	43	36	79	3	
奈 良 県	1	1			3	3								2	2	4	1	
和 歌 山 県	5	5			5	5								9	9	18	2	
岡 山 県	19	16		3	16	16							1	22	25	47		
広 島 県	11	11			16	14		2					1	29	12	41	7	
山 口 県	29	24		5	54	40		14					1	34	17	51	2	
徳 島 県	20	18		2	22	21		1				1	1	20	16	36	7	
香 川 県	16	14		2	10	9		1					2	47	7	54	7	
愛 媛 県	14	14			31	31								12	14	26		1
福 岡 県	3	3			2	2								4	3	7	2	
大 分 県	11	11		1	5	5								20	3	23	1	
都道府県計	176	156		21	242	216		26				1	14	270	166	436	34	1
京 都 市					1	1												
大 阪 市	2	2			1	1							1	2	3	5		
堺 市	7	7			10	10								10	2	12	2	
豊 中 市																		
吹 田 市																		
高 槻 市	3	2		1	5	4		1						2	1	3		
枚 方 市	3	3			3	3								4	5	9		
八 尾 市																		
寝屋川市																		
東大阪市																		
神 戸 市	2	2			7	7								8	1	9	1	
姫 路 市	7	5		2	15	12		3						14	4	18	1	
尼 崎 市	1	1			12	12								3	2	5		
明 石 市					1			1						5		5		
西 宮 市													1	2		2		
奈 良 市														5		5		
和 歌 山 市	2	2			5	5								7	3	10	3	
岡 山 市	3	3			4	4							3	18	6	24	1	
倉 敷 市	6	5		1	32	31		1						18	17	35		
広 島 市	2	1		1	4	4								6	2	8	1	
呉 市	2	2			2	2							2	2	1	3		
福 山 市	4	3		1	6	4		2						6	6	12		
下 関 市	5	5			5	5							1	6	5	11		
徳 島 市	6	6			10	10								4	4	8		
高 松 市	2	2			2	2								8	2	10	2	
松 山 市	2	2			11	11								12	5	17	2	
北九州市	7	7			16	16								21	1	22	1	
大 分 市	6	6			10	10								11	7	18		
政令市計	72	66		6	162	154		8					8	174	77	251	14	
合 計	248	222		27	404	370		34				1	22	444	243	687	48	1

表15 瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳

該当なし

表16 湖沼特定施設等の届出件数等

水濁法・湖沼法

			施設 区分 (※1)	釜 房 ダ ム 貯 水 池	八 郎 湖		霞ヶ浦				印 旛 沼			手 賀 沼			諏 訪 湖	野 尻 湖	琵琶湖				中海			宍 道 湖		児 島 湖			総 数
				宮 城 県	秋 田 県	秋 田 市	栃 木 県	茨 城 県	千 葉 県	つく ば 市	千 葉 県	千 葉 市	船 橋 市	千 葉 県	松 戸 市	柏 市	長 野 県	長 野 県	滋 賀 県	大 津 市	京 都 府	京 都 市	鳥 取 県	島 根 県	松 江 市	島 根 県	松 江 市	岡 山 県	岡 山 市	倉 敷 市	
湖 沼 特 定 施 設 (みなし 指定地 域特定 施設を 含む。)	沼 定 設 (みなし 指定地 域特定 施設を 含む。)	水 質 汚 濁 防 止 法	第5条届出	(1)		6		12		60	6				10			136	13			4	3	1	20			20	3	294	
				(2)				2											2												4
				(3)		1																									1
			第7条届出	(1)	2	6		11		17	10			1		3	2	109	7			2	1		3				12	1	187
				(2)		1		3			1			2				10													17
				(3)	1																										1
			第8条計 画 変 更 命 令 等	(第5条 関係)	(1)																										
					(2)																										
					(3)																										
				(第7条 関係)	(1)																										
					(2)																										
					(3)																										
				計	(1)																										
					(2)																										
					(3)																										
			第6条届出	(1)																											
				(2)																											
				(3)																											
			第10条 届出	氏名等 変更	(1)		5		20		18	21	3		1		14	7	138	4			5	3		6	1		51	9	306
					(2)		1		2			6		1	2		2		8				2			1			7		32
					(3)																					1			1		2
				使用 廃止	(1)		3		15		63	10			1		6		87	9			3	2		5	1		24	2	231
					(2)		1		2			3		1	1		2		5												15
					(3)																										
			第11条届出	(1)		1				1						5		20	1			1	1		1				1		32
				(2)														1											2		3
				(3)		1																								1	
			湖沼法		第8条 (計画変更命令等)																										
					第10条 (改善命令等)																										
			指 定 施 設 (第20条 につい ては、 準用指 定施設 を含む。)	湖沼法	第15条届出																										
					第16条届出																										
					第17条第1項届出																										
					第17条 第2項 届出	氏名等変更																									
						使用廃止																									
					第18条届出																										
立入検査数	昼間立入件数		4	17			18		5	36	13	8			42	35					15		3				53		249		
	夜間立入件数																														
行政指導	湖沼特定事 業場・指定 施設にかか る指導 (※2)	件 数 内 容	文書		6		21		2	7		4			13	5	69				5		1				4		137		
			口頭		11		3			14						4	1										2		35		
			処理施設の改善		8		5		2	9					13	5	19				5						4		70		
			排水の一時停止																												
			その他		9		21			16		4					51				1						2		104		
	湖沼法第24 条による指 導	文書																													
	口頭																														

(注) ※1：施設区分(1)：湖沼特定施設(2)、(3)を除く、(2)：みなし指定地域特定施設、(3)：準用指定施設

※2：1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

参考 令和元年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
1 特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数					
（１）全特定事業場数及び 有害物質貯蔵指定事業場数	261, 251	258, 250	256, 665	255, 283	254, 687
ア 全特定事業場数	260, 815	257, 806	256, 209	254, 814	254, 202
① 50m ³ /日以上	30, 749	30, 551	30, 018	29, 910	29, 741
うち有害物質使用特定事業場	3, 717 (2)	3, 642 (2)	3, 472 (2)	3, 494 (2)	3, 406 (2)
② 50m ³ /日未満	226, 259	223, 444	222, 316	221, 153	220, 889
うち有害物質使用特定事業場	10, 570 (4)	10, 503 (3)	10, 193 (3)	10, 257 (3)	10, 074 (8)
③第5条第3項	3, 807	3, 811	3, 875	3, 751	3, 572
イ 有害物質貯蔵指定事業場数	3, 901	3, 873	3, 962	3, 917	3, 912
うち有害物質貯蔵指定施設のみ	436	444	456	469	485
（２）特定事業場の上位3業種	1. 旅館業 (65, 996) 2. 自動式車両洗浄施設 (32, 176) 3. 畜産農業 (25, 712)	1. 旅館業 (64, 996) 2. 自動式車両洗浄施設 (32, 269) 3. 畜産農業 (25, 166)	1. 旅館業 (64, 643) 2. 自動式車両洗浄施設 (32, 479) 3. 畜産農業 (24, 745)	1. 旅館業 (64, 751) 2. 自動式車両洗浄施設 (32, 641) 3. 畜産農業 (24, 544)	1. 旅館業 (65, 458) 2. 自動式車両洗浄施設 (32, 750) 3. 畜産農業 (24, 217)
2 計画変更命令（法第8条等）	0件	0件	0件	0件	0件
3 改善命令等（法第13条等）					
①改善命令	18件	4件	14件	10件	5件
②一時停止命令	0件	1件	0件	0件	0件
4 地下水の浄化措置命令 （法第14条の３）	0件	0件	0件	0件	0件
5 立入検査（法第22条）	34, 696件	28, 405件	26, 532件	27, 237件	27, 259件
（昼間立入）	(34, 177件)	(27, 967件)	(26, 096件)	(26, 709件)	(26, 830件)
（夜間立入）	(519件)	(438件)	(436件)	(528件)	(429件)
6 行政指導	8, 456件	6, 683件	5, 968件	5, 743件	6, 031件
7 緊急時の措置（法第18条）	0件	0件	0件	0件	0件
8 措置の要請（法第23条）	0件	0件	0件	0件	0件
9 法令の違反					
①排水基準違反（法第31条）	1事業場	3事業場	2事業場	1事業場	7事業場
②改善命令等違反（法第30条）	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場
③その他法違反	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場	0事業場
（水質総量規制関連を含む）					

(注) 1. 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。
2. 有害物質貯蔵指定事業場は、平成24年施行の水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）により、届出の義務が課された。